

産業技術研究センターの平成18年度決算における利益処分の考え方(案)

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 当該事業年度における経営努力により生じたと認められるもの
 法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの

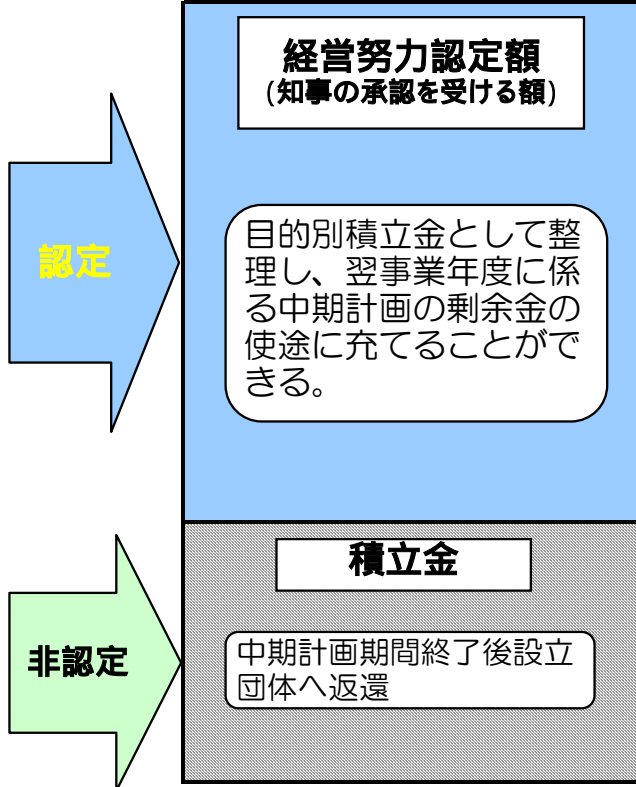
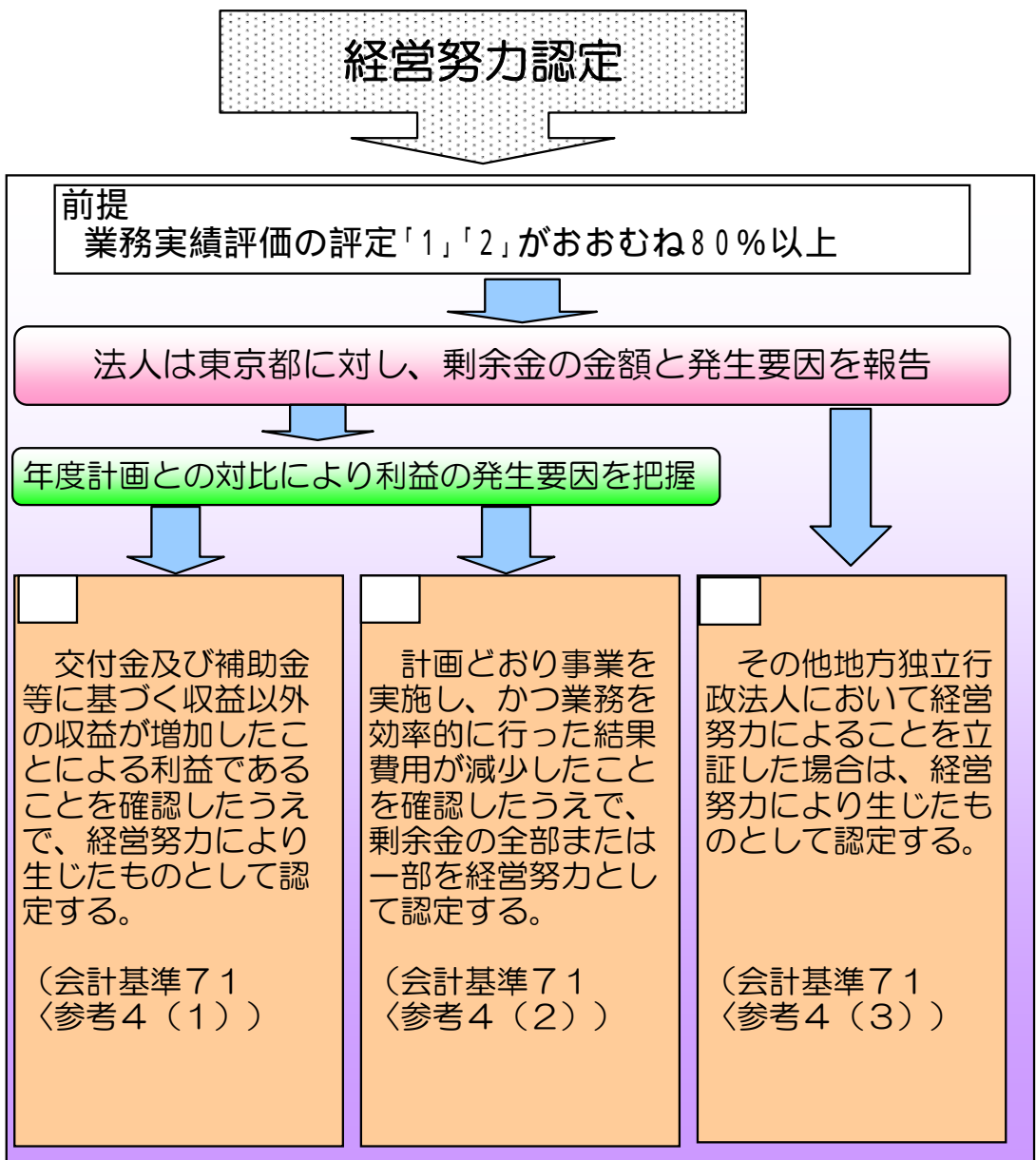
損益計算書

自己収入	剰余金
標準運営費交付金	費用
特定運営費交付金	費用 1
補助金等収益	費用 2
都からの受託事業収益	費用 3

経常収益

経常費用

利益処分



認定

非認定

1 特定運営費交付金は費用が発生する毎に同額を収益計上するため、交付金額と費用は同額になる。
 2 3 補助金等収益及び都からの受託事業収益の一部は、概算交付した補助金を金額確定後精算するものであるため、収益金額と費用は同額になる。